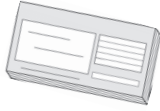


介護保険料の通知書を郵送します

市は、65歳以上の人に、令和3年度介護保険料の通知書（本算定）を郵送します。通知書が届いたら、保険料や納め方（特別徴収または普通徴収）を確認してください。詳しくは、介護保険課（☎47-7406）へ。

特別徴収

- 対象／老齢（退職）・遺族・障害年金が年額18万円以上の人
- 通知書／9月中旬に郵送
- 納付方法／年金から天引き
※原則、年金が年額18万円以上の人は年金天引ですが、新たに65歳になった人や、他の市区町村から転入した人などは、一時的に普通徴収での納付となります



普通徴収

- 対象／老齢（退職）・遺族・障害年金が年額18万円未満の人
- 通知書／8月中旬に郵送
- 納付方法／納付書または口座振替 ※保険料を滞納すると、督促状が発行され、督促手数料や延滞金がかかる場合があります。また、滞納期間に応じて、介護保険サービス利用時の自己負担額が3割（所得の高い人は4割）となるなどの給付制限措置が行われますので、ご注意ください

令和3年度 所得段階別の年間介護保険料			
所得段階	対象	保険料率	年間保険料
第1段階	①生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ②世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.30	21,456円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.50	35,760円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.70	50,064円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に課税者がある人のうち、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	64,368円
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯内に課税者がある人のうち、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額	71,520円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	85,824円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	92,976円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	107,280円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の人	基準額×1.70	121,584円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	基準額×1.75	125,160円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上900万円未満の人	基準額×1.80	128,736円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上の人	基準額×2.00	143,040円

※第1～3段階は、消費税率変更に伴う軽減措置後の保険料率および保険料です

8月中旬に通知書を発送 国民健康保険料の料率を決定

令和3年度の国民健康保険料の料率および最高限度額が右表のとおり決まりました。年間保険料は、この料率をもとに算定された「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」を合計した金額となります。市は、各世帯の保険料をお知らせする「保険料変更（決定）通知書」と4期（8月）からの保険料納入通知書を、8月中旬に郵送します。なお、4期から10期までの保険料は、年間保険料からすでに納付済みの1期から3期分を差し引いて、7回に分けた金額となっています。詳しくは、国保医療課国民健康保険グループ（☎47-8132）へ。

ご提出ください 各種手当の現況届など

市は、特別障害者手当や児童扶養手当などの手当を受けている人（所得制限で支給停止の人を含む）に、現況届などを郵送します。必要事項を記入・押印のうえ、期日までに提出してください。提出は、平日のみ（児童扶養手当のみ一部土日も）受け付けます。

なお、期限までに提出がない場合、手当の支給が停止となります。また、この手続きを2年間しないと受給権が消滅しますので、ご注意ください。



郵送・提出物	郵送時期	提出期間（平日のみ）	提出場所・問合せ
特別障害者手当の現況届	8月中旬	8月11日（水）～9月10日（金）	障がい福祉課（☎47-7298） 上石津・豊侯地域事務所への提出も可
障害児福祉手当の現況届			
経過的福祉手当の現況届			
児童扶養手当の現況届	7月下旬	8月2日（月）～31日（火）※	子育て支援課（☎47-7092）
特別児童扶養手当の所得状況届	8月中旬	8月12日（木）～9月13日（月）	

※児童扶養手当については、8月28日（土）・29日（日）の午前10時～午後3時も受付

高額介護（予防）サービス

負担上限額（月額）が8月利用分から変わります



国の制度改正により、高額介護（予防）サービス費の負担上限額が8月利用分から一部見直されます。上限額は下表のとおりで、市民税課税世帯の負担の上限が引き上げられます。詳しくは、介護保険課資格給付グループ（☎47-7406）へ。

利用者負担段階区分		負担の上限（月額）	
		令和3年7月まで	令和3年8月から
現役並み所得者相当 ※	本人または同一世帯に課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の65歳以上の人がいる世帯の人	44,400円	140,100円
	本人または同一世帯に課税所得380万円（年収約770万円）以上、課税所得690万円（年収約1,160万円）未満の65歳以上の人がいる世帯の人	44,400円	93,000円
	本人または同一世帯に課税所得145万円（年収約383万円）以上、課税所得380万円（年収約770万円）未満の65歳以上の人がいる世帯の人	44,400円	同左
市民税課税世帯の人		44,400円	同左
市民税非課税世帯全員が	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人	24,600円	同左
	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	15,000円	同左
生活保護受給者の人など		15,000円	同左

※世帯内の65歳以上の人の課税所得が145万円以上、かつ単身世帯で収入が383万円以上・65歳以上の人2人以上の世帯で収入の合計金額が520万円以上の人

令和3年度 国民健康保険料率

		医療分	後期高齢者支援金分	介護分（40～65歳未満）
所得割	基準総所得金額※の	7.00/100	2.24/100	1.90/100
資産割	土地・家屋にかかる固定資産税額の	6.00/100	1.80/100	2.30/100
均等割	被保険者1人につき	24,700円	8,000円	8,800円
平等割	1世帯につき	20,000円	6,800円	5,300円
最高限度額		630,000円	190,000円	170,000円

※税法上の総所得金額から基礎控除額を差し引いた額